

記載例

成年後見人の代理人が申請する場合

登記事項証明申請書

〇〇(地方)法務局 御中

(成年後見登記用)

令和〇年 〇月 〇日申請

閉鎖登記事項証明書(閉鎖された登記事項の証明書を必要とする場合はこちらにチェックしてください。)

請求される方 (請求権者)	住所	和歌山県和歌山市二番丁3番地	収入印紙を貼るところ 収入印紙は割印をしないでここに貼ってください。
	(フリガナ)	コウケン タロウ	
	氏名	後見 太郎 連絡先(電話番号 090-1234-5678)	
請求される方の資格	1 <input type="checkbox"/> 本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人、後見・保佐・補助命令の本人)	6 <input type="checkbox"/> 成年後見監督人 7 <input type="checkbox"/> 保佐監督人 8 <input type="checkbox"/> 補助監督人	印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
	2 <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見人	9 <input type="checkbox"/> 任意後見監督人 10 <input type="checkbox"/> 本人の配偶者	
	3 <input type="checkbox"/> 保佐人	11 <input type="checkbox"/> 本人の四親等内の親族 12 <input type="checkbox"/> 未成年後見人	
	4 <input type="checkbox"/> 補助人	13 <input type="checkbox"/> 未成年後見監督人 14 <input type="checkbox"/> 職務代行者 15 <input type="checkbox"/> 財産の管理者	
	5 <input type="checkbox"/> 任意後見受任者(任意後見人)	16 <input type="checkbox"/> 本人の相続人 17 <input type="checkbox"/> 本人の相続人以外の承継人	
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住所	和歌山県和歌山市二番丁3番地	収入印紙は1通につき550円です (ただし、1通の枚数が50枚を超えた場合は、超える50枚ごとに100円が加算されます)
	(フリガナ)	コウケン ハナコ	
	氏名	後見 花子 連絡先(電話番号 090-1234-5678) ※1及び※2を御確認ください。	
添付書類 下記②参照	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本または抄本など本人との関係を証する書面(上欄中10, 11, 12, 13, 16, 17の方が申請するとき必要。発行から3か月以内の原本)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 委任状(代理人が申請するとき必要) → 会社法人等番号(- -)		
後見登記等の種別及び請求の通数	<input type="checkbox"/> 法人の代表者の資格を証する書面(登記事項証明書につき添付を省略)(請求される方が法人であるとき、代理人が法人であるとき必要。いずれも発行から3か月以内の原本)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助 (1 通) <input type="checkbox"/> 任意後見契約 (通) <input type="checkbox"/> 後見命令 <input type="checkbox"/> 保佐命令 <input type="checkbox"/> 補助命令 (通)		
特別の請求	<input type="checkbox"/> 氏名や住所等の変更履歴を必要とする場合はこちらにチェックして、必要な理由を記入してください。 理由:		

必要に応じてチェックをつける

●登記記録を特定するための事項

(フリガナ)	コウケン ジロウ
本人の氏名 (成年被後見人等)	後見 次郎
(登記番号がわかっている場合は、記入してください。)	
登記番号	第 - 号
(登記番号が不明の場合に記入してください。)	
本人の生年月日	明治・大正 昭和 平成・令和 / 西暦 40年 1月 1日生
本人の住所 (登記上の住所)	和歌山県和歌山市二番丁3番地
または本人の本籍 (国籍)	

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 請求権者 <input type="checkbox"/> 代理人
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> 資格者証明書 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> ()	
<input type="checkbox"/> 封筒	

交付通数		交付枚数 (合計)	手数料	交付方法	受付	年 月 日
50枚まで	51枚以上					
				<input type="checkbox"/> 窓口交付 <input type="checkbox"/> 郵送交付	交 付	年 月 日

- 記入方法等
- 二重線の枠内の該当事項の□に☑のようにチェックし、所要事項を記入してください。
 - 「登記記録を特定するための事項」には、登記番号がわかっている場合は、本人の氏名と登記番号を、不明な場合は本人の氏名・生年月日・住所または本籍(本人が外国人の場合には、国籍)を記載してください。
 - 郵送請求の場合には、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。
申請書送付先: 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

窓口に請求の場合は、請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート等)を窓口で提示していただきますようお願いいたします。
郵送請求の場合は、申請書類とともに、上記本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。
申請書に添付した戸籍謄本等の還付(返却)を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

- ※1 ○ 証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族の方が請求する場合、証明を受ける方との関係を証する発行後3か月以内の戸籍謄抄本が必要となりますが、除籍謄抄本又は改製原戸籍の謄抄本が必要となる場合には、発行後3か月以内のものには限りません。
- 証明を受ける方本人の配偶者又は四親等内の親族から委任された代理人が請求する場合も同様です。
- 未成年後見人が請求する場合、発行後3か月以内の戸籍の謄抄本が必要となりますが、未成年後見に係る事項のみが記載されている戸籍の一部記載事項証明書（抄本）を添付することで足りります。

- ※2 代表者の資格を証する法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。その場合、添付書類欄に会社法人等番号を記入の上「 登記事項証明書につき添付を省略」にチェックをお願いいたします。

ただし、当該法人について、商業・法人登記が申請され、登記の完了前であるなど、登記官がシステム上で当該法人の登記情報を確認できない場合は、添付を省略することができませんので、商業・法人登記申請の有無をあらかじめ確認願います。